

国税庁行政文書管理規則の一部改正について（概要）

1 改正の趣旨

平成 27 年度税制改正により、「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例」及び「贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例」が創設され、当該特例を受けた場合の行政文書の保存期間を新たに定める必要があることから、所要の改正（別表第 1 の行政文書の類型及び保存期間の追加）を行うもの。

2 改正の内容

納税猶予制度を適用することにより、納付が最大 10 年猶予されるほか、債権管理のために、債権確定後一定期間保存する必要があることから、国税庁行政文書管理規則の「別表第 1 行政文書の保存期間基準」の行政文書の類型及び保存期間に、通常の所得税申告書の保存期間（23-①）とは別に、納税猶予制度適用者に係る所得税申告書の保存期間を設定する。

3 今後のスケジュール

施行：平成 28 年 6 月 30 日

国外転出時課税制度の概要

平成 27 年度税制改正により、「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例」（国外転出時課税）及び「贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例」（国外転出（贈与・相続）時課税）が創設された。
（平成 27 年 7 月 1 日施行、これらを総称して「国外転出時課税制度」という。）

1 国外転出時課税

国外転出をする時点で 1 億円以上の対象資産を所有等している一定の居住者に対して、国外転出の時に対象資産の譲渡又は決済があったものとみなして、その対象資産の含み益に所得税が課税される制度。

2 国外転出（贈与・相続）時課税

対象資産を国外に居住する親族等に対して贈与又は相続開始する時点で、1 億円以上の対象資産を所有等している一定の居住者に対して、贈与等の時に譲渡又は決済があったものとみなして、その対象資産の含み益に所得税が課税される制度。

3 納税猶予

一定の手続を経ることにより、国外転出時課税制度の適用により納付することとなる所得税について、国外転出の日又は確定申告期限から最大 10 年を経過する日まで納付が猶予される制度。

国外転出時課税に係る納税猶予制度を適用した場合の保存期間の考え方について

○ 保存期間の考え方

申告書等は、通常は国税の更正、決定等の処理を行うことができる期間（7年）保存されるが、納税猶予制度が適用された場合には、猶予債権の確定又は消滅後5年間は債権管理のため申告書等を保存することから、所要の保存期間を設定する。

○ 保存期間

国税の更正、決定等の処理を行うことができる期間又は全部確定若しくは全部取消する日に係る特定日以後5年のいずれが長い期間

○ ケース別保存期間の考え方

【前提】

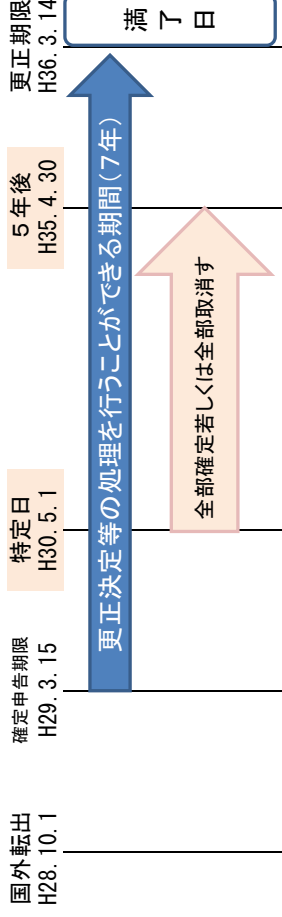
- ① 平成28年10月1日に国外転出し、国外転出時課税に係る申告を法定申告期限内にした上で、納税猶予制度を適用した。
- ② 譲渡、決済又は限定相続、帰国等により、特定日が確定した。

< 「国税の更正、決定等の処理を行うことができる期間」が長い期間となる場合 >

○ ケース1

特定日が法定申告期限から2年経過する日以前

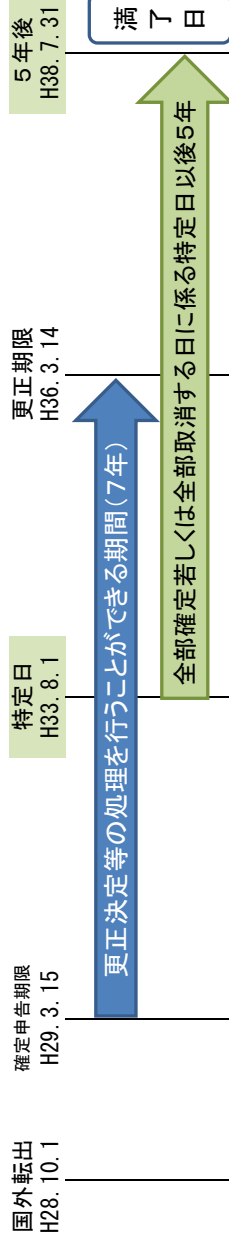
(例) 特定日が平成30年5月1日



○ ケース2

特定日が法定申告期限から2年経過した日以後

(例) 特定日が平成33年8月1日



< 「全部確定若しくは全部取消する日に係る特定日以後5年」が長い期間となる場合 >

○ ケース3

納税猶予期限の延長を適用し、特定日が法定申告期限から2年経過した日以後

(例) 特定日が平成37年6月1日



「国税庁行政文書管理規則」新旧対照表

赤字下線を付した部分が改正部分である。

改正後		改正前	
第1章～附則（省略）		第1章～附則（同左）	
別表第1 行政文書の保存期間基準		別表第1 行政文書の保存期間基準	
事項	業務の区分	事項	業務の区分
(省略)		(同左)	
その他の事項		その他の事項	
(省略)		(同左)	
23	<p>内 国 税 課 徴 収 関 連 事 項</p> <p>の 賦 び の 実 施 関 連 事 項</p> <p>の 賦 び の 実 施 関 連 事 項</p>	<p>内 国 税 課 徴 収 関 連 事 項</p> <p>の 賦 び の 実 施 関 連 事 項</p> <p>の 賦 び の 実 施 関 連 事 項</p>	<p>内 国 税 課 徴 収 関 連 事 項</p> <p>の 賦 び の 実 施 関 連 事 項</p> <p>の 賦 び の 実 施 関 連 事 項</p>
	<p>①内国税の課税標準又は税額の決定に関し、これらに關する重要な経緯が記録された文書(ただし、②から⑬に該当するものを除く。)</p> <p>②所得税法第137条の2第1項若しくは第137条の3第1項若しくは第2項の納税猶予適用者に関する課税標準又は税額の決定に關する決裁文書及びこれらに關する重要な経緯が記録された文書</p>	<p>①内国税の課税標準又は税額の決定に関し、これらに關する重要な経緯が記録された文書(ただし、②から⑬に該当するものを除く。)</p> <p>(新設)</p>	<p>国税の更正、決定等の処理を行うことができる期間</p> <p>(新設)</p>
	<p>・納税申告書</p> <p>・決議書</p>	<p>・納税申告書</p> <p>・決議書</p>	<p>・納税申告書</p> <p>・決議書</p>

	た文書	の法定に係る 期限に日以後 7年	た文書	の法定に係る 期限に日以後 7年	
	<p>⑪贈与税の特例適用者(直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税)に関する課税標準又は税額の決定に関し、これらに決裁文書及びこれらに関する重要な経緯が記録された文書</p>	<p>受贈者が50歳に達した日又は受贈者が死亡した日か早い日の属する年の贈与税の法定に係る期限に日以後7年</p>	<p>⑩贈与税の特例適用者(直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税)に関する課税標準又は税額の決定に関し、これらに決裁文書及びこれらに関する重要な経緯が記録された文書</p>	<p>受贈者が50歳に達した日又は受贈者が死亡した日か早い日の属する年の贈与税の法定に係る期限に日以後7年</p>	
	<p>⑫地価税の課税標準又は税額の決定に関する決裁文書及びこれらに関する重要な経緯が記録された文書</p>	<p>11年</p>	<p>⑪地価税の課税標準又は税額の決定に関する決裁文書及びこれらに関する重要な経緯が記録された文書</p>	<p>11年</p>	
	<p>⑬財産税の課税標準又は税額の決定に関する決裁文書及びこれらに関する重要な経緯が記録された文書</p>	<p>法令廃止の日に係る7年</p>	<p>⑫財産税の課税標準又は税額の決定に関する決裁文書及びこれらに関する重要な経緯が記録された文書</p>	<p>法令廃止の日に係る7年</p>	
	<p>⑭国税に関する法律の規定により納税者から提出された届出書、申請書、承認に関する決裁文書及びこれらに関する重要な経緯が記録された文書</p>	<p>承認の効力が消滅する日に係る7年</p>	<p>⑬国税に関する法律の規定により納税者から提出された届出書、申請書、承認に関する決裁文書及びこれらに関する重要な経緯が記録された文書</p>	<p>承認の効力が消滅する日に係る7年</p>	<ul style="list-style-type: none"> 届出書 申請書 承認決議書
	<p>⑮内国税の徴収に関する決裁文書及びこれらに関する重要な経緯が記録された文書</p>	<p>7年</p>	<p>⑭内国税の徴収に関する決裁文書及びこれらに関する重要な経緯が記録された文書</p>	<p>7年</p>	<ul style="list-style-type: none"> 滞納処分票 滞納処分決議書
(省略)			(同左)		

別表第2 (省略)

別表第2 (同左)